

## 第2回「多様な人材が輝く議会のための懇談会」資料

---



全国都道府県議会議長会

# 目 次

- 都道府県議会議員の選挙区制度（合区）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 厚生年金への地方議会議員の加入について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 主権者教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 政治分野における男女共同参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 立候補環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 女性・若者等に対する障壁の除去  
（会議規則における育児・介護等の取扱の明確化  
／議会活動における旧姓使用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

# 都道府県議会議員の選挙区制度（合区）

---

# 都道府県議会議員の選挙区制度（合区） ①

## 1. 議会についての現状認識と課題

### 平成31年統一地方選挙 立候補者・当選者に占める女性の割合(都道府県)

- 平成31年統一地方選挙(都道府県議会議員選挙)における立候補者・当選者に占める女性の割合は以下のとおり。
- 1人区をはじめ、定数が少ない選挙区において女性の割合が小さい傾向が見られる。

#### 立候補者に占める女性の割合



#### 当選者に占める女性の割合



選挙区種別	立候補者数				当選者数 (括弧内は無投票当選者数)			
	全体	男性	女性	女性の割合	全体	男性	女性	女性の割合
1人区	569	522	47	8.3%	372	357 (202)	15 (2)	4.0%
2人区	824	739	85	10.3%	600	564 (224)	36 (8)	6.0%
3人区	504	431	73	14.5%	378	335 (100)	43 (8)	11.4%
4人区	333	279	54	16.2%	248	212 (30)	36 (2)	14.5%
5人以上区	832	702	130	15.6%	679	572 (32)	107 (4)	15.8%
合計	3,062	2,673	389	12.7%	2,277	2,040 (588)	237 (24)	10.4%

# 都道府県議会議員の選挙区制度（合区）②

## ①現在の選挙区設定について（平成25年公職選挙法改正）

◆都道府県議会議員の選挙区は、明治11年の府県会規則以来、郡市の区域によることとされていたが、大正10年の「郡制廃止に関する法律」により郡制が廃止された結果、「郡」には行政単位の実質はなく、さらに合併の進行によって地域代表の単位としての郡の存在意義は大きく変化していることから、右表の内容を基本とする改正公職選挙法案が議員立法により提出され、平成25年12月4日に成立した。

改正後	改正前
都道府県の議会の議員の選挙区は、 ①一の市の区域 ②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域 ③隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。	都道府県議会議員の選挙区は、 郡市の区域による。

## ②市と市の合区のルールについて

- ◆配当基数が1以上である市は、原則として単独で選挙区を構成
- ◆ただし、配当基数が0.5未満の市は、隣接する市と合区しなければならない（強制合区）。
- ◆配当基数が0.5以上1未満の市は、隣接する市と合区できる（任意合区）。 ※ここでは町村との合区は考慮しない

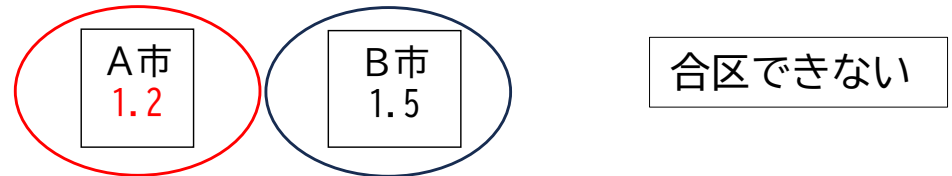
### 【配当基数について】

- ・「配当基数」：当該区域の人口／議員1人当たりの人口
- ・「議員1人当たりの人口」：  
（都道府）県の人口／議員の定数

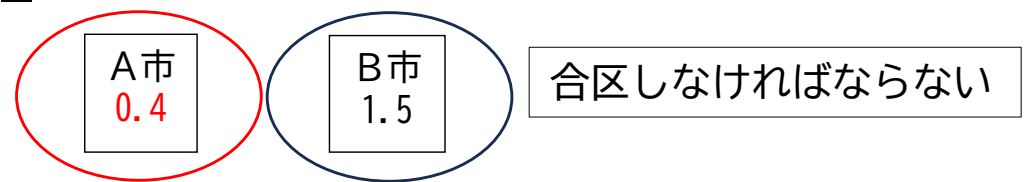
### （参考）徳島県鳴門市の配当基数を計算する場合

- 徳島県の人口：719,559人（令和2年国勢調査人口）
- 徳島県の議員定数：38人
- 徳島県の議員1人当たり人口（※）：18,936人  
※徳島県の人口／議員定数  
(719,559 ÷ 38 ≒ 18,936)
- 鳴門市の人口：54,622人（令和2年国勢調査人口）
- ◎鳴門市の配当基数（※）：2.885  
※鳴門市の人口／徳島県の議員1人当たり人口  
(54,622 ÷ 18,936 ≒ 2.885)

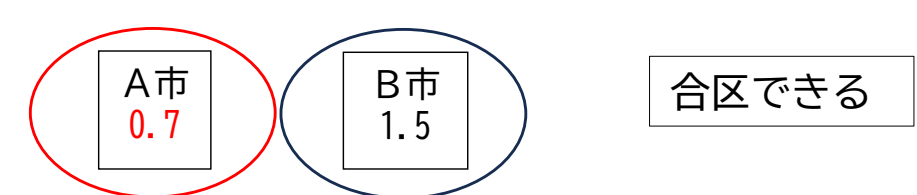
(1) 配当基数が1以上である市は、原則として単独で選挙区を構成



(2) 配当基数が0.5未満の市は、隣接する市と合区しなければならない（強制合区）。



(3) 配当基数が0.5以上1未満の市は、隣接する市と合区できる（任意合区）。



# 都道府県議会議員の選挙区制度（合区） ③

## ③平成25年の公職選挙法改正までの経緯

日程	内容
平成21年10月	本会の第134回定例総会で、都道府県議会議員の選挙区について、全国的に守られるべきルールを明らかにした上で、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすることを求める「公職選挙法の改正を求める緊急要請」（右図④）を決定
22年5月	本会が、全国的なルールとして想定している事項などを取りまとめた「公職選挙法改正に対する本会の考え方について」（次頁⑤）を原口一博総務大臣に提出
11月	本会会長から各都道府県議会議長あてに、「意見書の議決」及び「地元選出国會議員への要請」を文書で依頼
23年2月	自民党総務部会「地方議会の機能強化に関するPT」（以下「自民党PT」という。）が設置され、本会会長が公職選挙法の改正について要請
24年7月	自民党選挙制度調査会・総務部会合同会議が開催され、「公職選挙法改正案」について村田吉隆選挙制度調査会長に対応を一任
8月	自民党及び公明党が、第180回通常国会に「公職選挙法改正案」を提出
11月	衆議院解散により審査未了・廃案
25年6月	自民党及び公明党が、第183回通常国会に「公職選挙法改正案」を再提出
12月	第185回臨時国会で「公職選挙法改正案」が成立

## ④「公職選挙法の改正を求める緊急要請」

### 公職選挙法の改正を求める緊急要請

都道府県議会議員の選挙制度は、明治11年の府県会規則以来、一貫して郡市という歴史的行政単位が選挙区とされており、郡市の地域代表という性格を強く有している点に特徴がある。

しかしながら、大正10年の「郡制廃止に関する法律」によって郡制が廃止された結果、現在「郡」には行政単位の実質はなく、さらに合併の進行によって地域代表の単位としての郡の存在意義は大きく変化している。

第29次地方制度調査会の答申では、議員定数の法定上限を撤廃し各地方公共団体の自主性に委ねることにより議会制度の自由度を高めるとされた。さらに、自由度を高めるとともに地域間格差を是正する観点からは、都道府県議会議員の選挙区の設定も全国一律の基準とするのではなく、地域代表と人口比例を調和させながら地域の実情に応じて自主的に選挙区を設定できることとすることにより、住民意思を正しく議会に反映させ、地域の振興を図る制度とすることが喫緊の課題となっている。

よって、都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定(第15条)を改正し、全国的に守られるべきルールを明らかにした上で、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすることを強く要請する。

平成21年10月27日

全国都道府県議会議長会

# 都道府県議会議員の選挙区制度（合区） ④

## ⑤ 「公職選挙法改正に対する本会の考え方について」

公職選挙法改正に対する本会の考え方について

平成 22 年 5 月 19 日  
全国都道府県議会議長会

本会が、平成 21 年 10 月 27 日開催の第 134 回定例総会で決定した「公職選挙法の改正を求める緊急要請」では、「全国的なルールを明らかにした上で、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにする」ことを求めている。

緊急要請が求めているのは、選挙区の設定について議会の自由度を高めることであるが、恣意的な選挙区設定ではなく、一定の全国的なルールを踏まえることとしている。

本会が想定している全国的なルールは、次のとおりである。

### 【全国的なルールとして想定している事項】

- 選挙区の設定は、市町村(政令市の区を含む)を基準とする。現行制度における任意合区の制度は廃止し、**配当基数に拘わらず合区を可能とすることにより、広域選挙区の設定も可能とする。**
- 選挙区の設定にあたっては、当該選挙区の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数の半数を超えるようにする。
- 選挙区の設定(合区)にあたっては、現行制度における選挙区割り(特に北海道、東京都における支庁の枠組み)、地勢、歴史的経緯などを踏まえ、合理性を判断したうえで決定するものとする。飛び地を同一選挙区とすることも、合理性の範囲において可能とする。

### 【公職選挙法改正にあたって配慮していただきたい事項】

- 定数配分にあたって人口比例を基礎とすることは当然であるが、地域代表を確保するため、人口以外の要素も総合的に考慮できる仕組みの実現についても、検討・配慮されたい。
- 特例選挙区の存廃については、現在(又は今後)特例選挙区を抱える当該団体の意向を十分配慮されたい。
- 各都道府県における周知・準備のために、改正法の適用までの十分な期間を設定するとともに、適用は早くとも平成 27 年統一地方選挙からとされたい。

## ⑥ 本会の決議（令和 2 年 5 月 27 日、同年 7 月 14 日）

◆市と市の合区が弾力的にできるようにすることについては、本会では、有識者で構成する都道府県議会制度研究会（座長：中邨章明治大学名誉教授）の提言を受け、次のとおり決議

※令和2年5月27日、同年7月14日の2回決議

今後の地方議会・議員のあり方に関する決議  
－地方議会が直面する喫緊の課題への対応－  
(略)

地方議会が直面する喫緊の課題について検討するため、本会は、令和元年5月、有識者を委員とする「都道府県議会制度研究会」（以下「研究会」という。）を設置し、令和2年3月、23の提言事項を内容とする報告書を取りまとめた。本会は、研究会から提出された報告書等を踏まえ、喫緊の課題への対応として、以下の事項を決議し、早急に実現することを強く求める。

1 議会・議員のあり方

(略)

2 議会審議のあり方等

(略)

3 立候補環境の改善

(1) 市と市の合区が弾力的にできるようにすること【公職選挙法改正事項】

道府県議会議員選挙においては、無投票当選者数の割合が増加しており、とりわけ1人区において顕著である。このため、1人区を解消できるようにするための方策として、選挙区の設定は現行どおり市町村(指定都市の区を含む。)を単位とした上で、条例により、市と市の合区が弾力的にできるようにすること。

(2) ～ (4) (略)

4 議会・議員活動への支援等

(略)

以上、決議する。  
令和2年5月27日

全国都道府県議会議長会

## 【参考】公職選挙法

### ○公職選挙法

#### （地方公共団体の議会の議員の選挙区）

- 第十五条** 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。
- 2** 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。
- 3** 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。
- 4** 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。
- 5** 一の市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区（総合区を含む。第六項及び第九項において同じ。））。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。
- 6** 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7** 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8** 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9** 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。
- 10** 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。



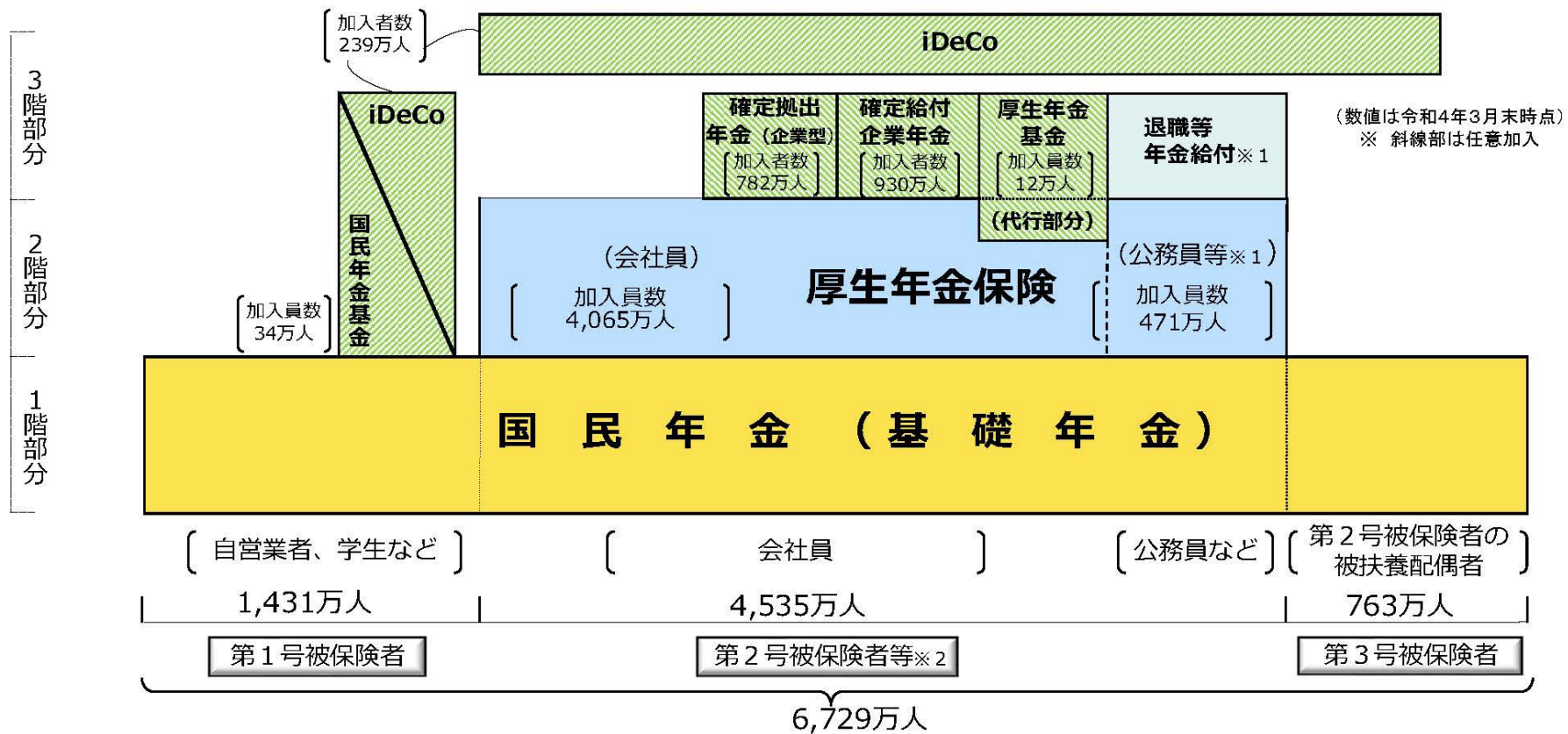
# 厚生年金への地方議会議員の加入について

---

# 公的年金制度について

## 年金制度の仕組み

- 年金制度は、「3階建て」の構造。
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。

ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

(厚生労働省年金局「年金制度基礎資料集」(2023年10月)より引用)<sup>10</sup>

# 厚生年金への地方議会議員の加入について

## ①これまでの主な経緯

日程	内容
平成23年6月	地方議会議員年金制度が廃止
27年2月	自民党総務部会の中に「地方議員年金検討プロジェクトチーム」（座長：伊藤忠彦衆議院議員）を設置
28年7月	本会の第154回定例総会で、地方議員の被用者年金制度加入（厚生年金への加入）についての決議を決定し、国に要請 ※以降、令和2年10月まで定例総会ごとに同内容の決議（計9回）を決定し国に要請
9月	役員会を開催し、「地方議会議員の厚生年金加入に向けた活動方針」を決定し、各都道府県議会に通知。 方針には、本年9月から10月を目途に意見書（※②参照）を提出する等記載
29年12月	大阪府議会が、地方議員の厚生年金加入に反対する意見書を可決※令和元年10月も同内容の意見書を可決
30年4月	自民党総務部会「地方議員年金検討PT」で、地方議員の厚生年金加入に係る改正法案について協議し、総務部会長、PT座長に対応一任
同	自民党総務部会で、地方議員の厚生年金加入に係る改正法案について協議したが、党内で反対意見があり、部会長一任を取り付けられず。 ※以降、改正法案についての議論は再開されず。
令和元年11月	市議長会が中心となり三議長会で「厚生年金への地方議会議員の加入を求める全国大会」を開催し要請活動 ※令和2～4年度は、地方議会の役割等を明確化する地方自治法改正の実現をメインテーマとした三議長会大会を開催し要請活動（令和2、3年度は厚生年金への加入も決議事項の一つとして盛り込み）

## ※②地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

こうした要請に応えるため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より専門的な知識が求められ、専業として活動する議員の割合も高くなっている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙では、道府県議会議員選挙の平均投票率が過去最低となったほか、無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が大きな問題となった。

こうした中、選挙権年齢の引下げに伴い、若者に対して政治への関心を高めるための啓発活動の充実強化を図るとともに、サラリーマンの議員立候補が行われやすいように、年金制度を時代に相応しいものとするのが、人材の確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。  
平成28年月日 ○○○議会議長○○○○

## ③意見書の可決・採択状況

### 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況

○都道府県議会 (33/47) **70.2%** (令和5年1月23日現在)

○市区議会 (382/815) **46.9%** (令和5年10月31日現在)

### 地方議会議員の年金制度に関する意見書の採択状況

○町村議会 (706/926) **76.2%** (令和5年2月6日現在)

# 厚生年金の現行制度

「被用者」のみが70歳になるまで加入できる制度であり、個人事業主本人は対象外となっている。  
加入要件は、週20時間以上、月額賃金8.8万円以上となっている。

## 強制適用事業所

- 国、地方公共団体又は法人事業所(代表者含む)
- 常時5人以上の従業員を抱える法定17業種の個人事業所

### 【法定17業種】

①物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業、②土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業、③鉱物の採掘又は採取の事業、④電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業、⑤貨物又は旅客の運送の事業、⑥貨物積みおろしの事業、⑦焼却、清掃又はと殺の事業、⑧物の販売又は配給の事業、⑨金融又は保険の事業、⑩物の保管又は賃貸の事業、⑪媒介周旋の事業、⑫集金、案内又は広告の事業、⑬教育、研究又は調査の事業、⑭疾病の治療、助産その他医療の事業、⑮通信又は報道の事業、⑯社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業、⑰※弁護士、税理士、社会保険労務士等の士業の個人事業所

※令和4年10月から5人以上の従業員を抱える士業の個人事業所(弁護士、税理士、社会保険労務士等の事務所)が法定16業種に追加。

## 任意適用事業所

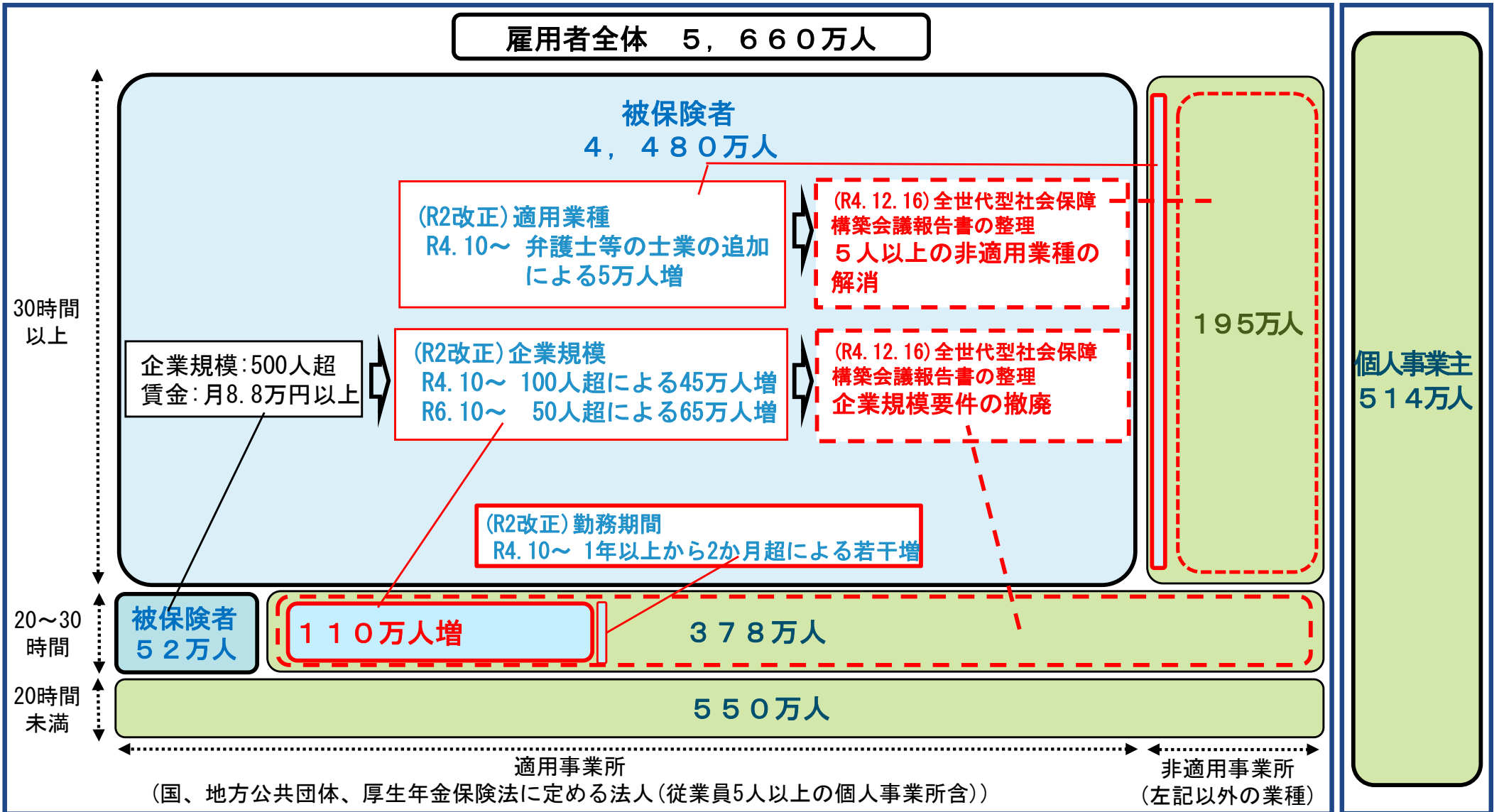
- 法定17業種以外の農業や漁業、旅館や飲食店などを営む個人事業所で、半数以上の従業員が加入に同意した場合に適用となった事務所

## これまでの厚生年金の適用拡大の動き(短時間労働者)



# 厚生年金保険の適用拡大の動向

(R4. 12. 16) 全世代型社会保障構築会議報告書  
 フリーランスなどの社会保険の適用のあり方の整理  
 ① 被用者性が認められる労働者は適用を検討  
 ② ①以外の者は、諸外国の例など参考としつつ検討



(厚生労働省「2019(令和元)年財政検証結果レポート」を基に作成、「個人事業主514万人」は総務省統計局「労働力調査2022年平均」より引用)

令和4年12月16日、「全世代型社会保障構築会議(座長：清家篤 日本赤十字社社長・慶應義塾学事顧問)」が、**勤労者皆保険の実現に向けた取り組むべき課題**等の提言を取りまとめ、同構築本部(本部長：岸田内閣総理大臣)に提出。岸田内閣総理大臣が同報告書に基づき、課題克服のための取組を着実に進めるよう、担当大臣に指示。

現在、厚生労働省の「社会保障審議会(年金部会)」において、被用者保険の適用拡大の次期法改正に向け検討開始。

## 今後の改革の工程 (次期年金制度改正に向けて検討・実施すべき項目)

### 実施すべき項目

#### ○短時間労働者(週20時間以上)への被用者保険の適用拡大(企業規模要件の撤廃)

- 勤め先の企業の規模によって被用者保険の適用に違いが生まれる状況の解消を早急に図るべき。

#### 【令和2年法改正に基づく適用拡大】

企業規模要件 賃金月額88,000円以上、500人超から  
(R4.10月から)・常時100人超の事業所



(R6.10月から)・常時50人超の事業所

#### ○常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消

- 被用者保険の強制適用の有無が異なる状況の解消を早急に図るべき。

#### 【令和2年法改正に基づく適用拡大】

(R4.10月から)  
弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務  
を取り扱う士業を適用業種に追加

### 検討すべき項目

#### ○週所定労働時間20時間未満の労働者、常時5人未満を使用する個人事業所への被用者保険の適用拡大

- 週労働時間20時間未満の短時間労働者についても、中立的な被用者保険を提供する観点から適用拡大を図ることが適当と考えられることから、実務面での課題や国民年金制度との整合性等を踏まえつつ、着実に検討を進めるべき。
- 5人未満の個人事業所についても、被用者保険の適用を図る道筋を検討すべき。

#### ○フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方の整理

- 「被用者性」が認められる現行の労働基準法上の「労働者」に該当する方々については、被用者保険の適用が確実なものとなるよう、必要な対応を早急に講ずるべき。
- 「労働者性」が認められない方々については、実態や諸外国の例なども参考としつつ、被用者保険の適用を図ることについて引き続き、検討を深めるべき。

# 主権者教育の推進

---

# 主権者教育の推進に係る取組方針（令和5年8月24日・三議長会会長申し合せ）

## 趣旨

- 地方自治法の改正により、地方議会の役割及び議員の職務等が明文化されたことを踏まえ、地方議会に対する理解と関心を深め、多様な人材の参画を促すために、主権者教育を国民運動的に進めることを目的として、次の通り取り組む。

## 三議長会共同の取組

### 国への主権者教育の取組の推進に係る要請

- 三議長会連名で総務省・文部科学省等に予算化や主権者教育のさらなる実施、議長会の事業に対する支援等を要請

### 主権者教育用の学習教材の作成

- 主権者教育に供することを目的として、議会の役割及び議員の職務等を分かりやすく説明した学習教材（リーフレット）を三議長会で作成

### 議会の主権者教育に係る好事例の横展開

- 主権者教育をテーマにした出前講座、模擬議会等の好事例を各議会に情報提供するとともに、積極的な実施を要請

### 学校関係全国団体への主権者教育の取組の推進に係る協力要請

- 三議長会で学校関係全国団体（校長会、教育委員会、私学連盟）に地方自治法改正を踏まえた主権者教育の一層の推進について説明及び協力要請を行うとともに、傘下団体への周知を要請

## 本会の取組

- 教科書会社等に対する法改正等の説明と教科書への反映の依頼
- 主権者教育をテーマに研究交流大会を開催
- その他必要な事業を実施

## <参考>

### 総務省「主権者教育優良事例普及推進事業」

更なる主権者教育の推進を目的に、都道府県・市区町村選挙管理委員会が実施する主権者の発達段階に応じた取組、地域の機関の協力による長期的計画の策定、出前授業等における部局横断的・広域的・組織横断的な取組等について、その手法や効果を他の選挙管理委員会等に周知・普及することにより、全国的な主権者教育の充実に繋げていく取組を行う。

### 令和6年度予算案（令和5年度予算と同額）

予算額	補助額
400万円	10～100万円 (1件あたり)

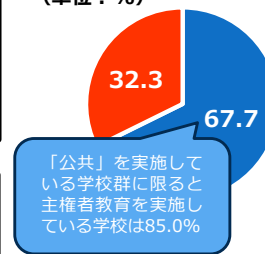
令和5年度採択事業（1件）  
鳥取県－投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方に関する研究

（総務省資料等を基に作成）

## 令和4年度高等学校第1学年の生徒に対する主権者教育の実施状況（令和4年12月～令和5年3月 文部科学省調査）

### ①実施状況（n=1,306校） ②実施内容（複数回答可）

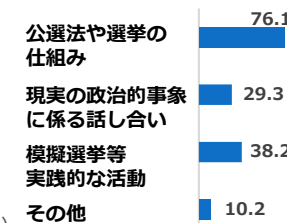
（単位：%）



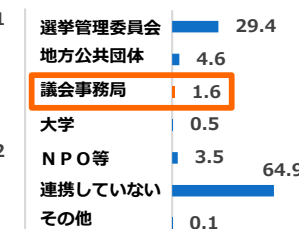
「公共」を実施している学校群に限ると主権者教育を実施している学校は85.0%

■ 実施している ■ 実施していない

### <実施した学習活動>



### <連携した関係機関>



（文部科学省資料を基に作成）



# 三議長会会長による総務大臣及び文部科学大臣等に対する主権者教育の推進に係る要請活動

## 日程

令和5年12月21日

## 要請者

- 全国都道府県議会議長会  
山本 徹 会長（富山県議会議長会）
- 全国市議会議長会  
坊 恭寿 会長（神戸市会議長）
- 全国町村議会議長会  
渡部 孝樹 会長（北海道厚真町議会議長）

## 要請先

- 総務省  
松本 剛明
- 文部科学省  
盛山 正仁
- 自由民主党  
石田 真敏  
橋 慶一郎  
あかま 二郎

総務大臣

文部科学大臣  
地方議会の課題に関するPT  
座長  
幹事長  
事務局長【議員会館事務所に持参】



◀右から2人目が松本総務大臣



◀左から2人目が盛山文部科学大臣

## 地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた主権者教育の推進に関する決議（令和5年12月21日・三議長会）

（略）

人口減少や高齢化など社会を取り巻く環境が更に厳しさを増す中、将来の地方自治を担うこどもたちに、住民自治の根幹をなす地方議会への関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進するため、次の事項を早急に実現するよう求める。

### 決議事項

一、議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。推進に当たっては、「地方議会が地方公共団体の重要な意思決定を行う」など地方議会の役割等が明確化された今回の地方自治法改正を反映したものとすること。

一、いわゆる出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対する支援を講ずること。

## 要請活動における政府の主な反応

### 総務省

- ・主権者教育を議会が先頭に立ってやっていくことは重要
- ・文部科学省と連携して取り組んでいく必要がある。
- ・主権者教育を通じ、議会が頑張っている様子を伝えていただくことは政治家のためにもなるが、最終的には国民の皆さんが、議会が社会をよくしていくためのものだということを理解してもらえるものだと思う。
- ・我々も一生懸命サポートしていく。

### 文部科学省

- ・成人年齢も18歳となり、自分たちの将来に関わる議会、政治というものの仕組みを理解していただくことが重要となる。
- ・高校生向けの主権者教育の補助教材や、事例集を作成している。総務省とも連携しながら、三議長会とともに、主権者教育の推進について取り組んでいきたい。
- ・議員自らが、議会や議員の役割や活動をお伝えになることは、とても良いことである。

# 国への要請、教材の作成等

## 主権者教育の推進に係る要請活動

- 7月及び11月における役員会、地方自治委員会及び社会文教委員会の要請活動において、本年4月の地方自治法改正を踏まえ、議会への関心を高め、理解を深める主権者教育の取組に対する支援について政府・与党に対して要請

### 11月の要請活動における政府の主な反応

#### 総務省

- ・ 主権者教育は重要である。地方議会の位置付けなどに関する地方自治法の改正がされたが、国の取組と、各議会の取組があいまって、多様な人材の参画につなげていくことが大切だ。
- ・ 各議会において活発な取組ができるよう、連携しながら支援をしていきたい。

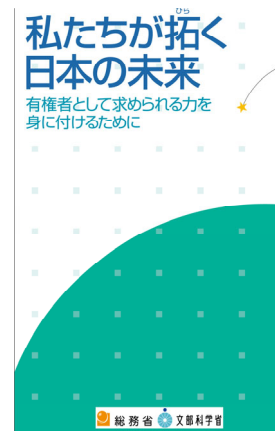
#### 文部科学省

- ・ 主権者教育については、非常に重要であると認識している。
- ・ 令和2年度に作成した事例集では、京都府のこども議会などを優良事例として取りまとめて配付するなどの取組を行っている。
- ・ 学校教育の中では、学習指導要領に基づいて発達段階に応じて地方自治や地方公共団体の政治に関する学習が行われている。
- ・ 大切なことであると認識しながら、PRなどしっかり推進していきたい。

## 主権者教育用教材の作成等

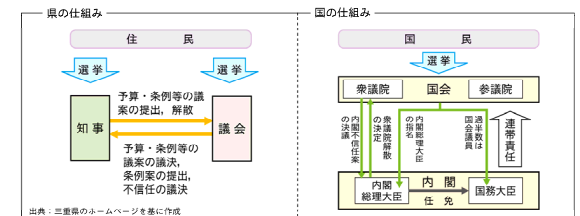
- 令和6年度中に小中高等学校の主権者教育に供することを目的として、本会事務局において議会の役割及び議員の職務等を分かりやすく説明した学習教材（リーフレット）を作成し、各都道府県議会等に提供予定
- 全ての高校1年生に無償配付されている主権者教育に係る副教材について、議会に関する記述が今回の法改正を踏まえたものとなるよう、本年度中に三議長会と発行機関である総務省・文部科学省との間で修正を調整

### ▼高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」 (右図は県の仕組み等を説明した箇所)



(2) 地方議員（都道府県議会議員、市区町村議会議員）  
地方の政治では、議会を構成する議員と、行政の長である首長（知事・市長など）を別々に有権者が選挙で選ぶ二元代表制をとっています。これは、議会と行政が互いに緊張関係を持ち、地域のために政治を行うための仕組みです。地方議会を構成する議員の主な役割は次のとおりです。

- 議員には、条例案や予算案等の議決権がある。
- 議案（条例案等）を賛成議員と共に提出することができる。
- 選挙で選ばれた首長（知事、市区町村長）への不信任の議決ができる。



出典：三重県のホームページを基に作成

# 議会の主権者教育に係る好事例の横展開

## 議会の主権者教育に係る好事例の横展開

### 出前講座や模擬議会の取組に係る事例集の作成

- 三議長会で議会主催の出前講座や模擬議会の取組について現地取材を含む調査を行い、令和6年夏を目途に事例集として取りまとめ、三議長会HPに掲載するとともに、各議会に提供予定（事例集イメージ：20頁）

### 都道府県議会議員研究交流大会等における事例発表

- 本会主催「都道府県議会議員研究交流大会」では富山県議会及び奈良県議会が、また、総務省主催「地方議会活性化シンポジウム」では群馬県議会が、若者の政治への関心を高める取組等に係る事例を発表

### 本会「第23回都道府県議会議員研究交流大会」開催概要

- 開催日：令和5年11月14日（火）

時間	内容
10:45～10:50	主催者挨拶
10:50～12:20 (90分)	基調講演 「今こそ主権者教育を」 講師 与良 正男 毎日新聞社客員編集委員
13:20～15:00 (100分)	第1分科会「主権者教育の促進」 コーディネイター 黒崎 洋介 横浜瀬谷高等学校教諭 パネリスト 山本 徹 富山県議会議員（本会会長） 池田 慎久 奈良県議会副議長
15:20～17:00 (100分)	第2分科会「デジタルツールの活用による住民との信頼関係の構築」 コーディネイター 河村 和徳 東北大学大学院准教授 アドバイザー 高 選圭 大邱大学招聘教授 パネリスト 金澤 克仁 茨城県取手市議会議員 勘場 永子 株式会社 電通 パブリック・アカウント・センター社会創発室 チーフ・プロデューサー



▲第1分科会の模様

【録画配信URL】

<https://bit.ly/3RA0M6H>

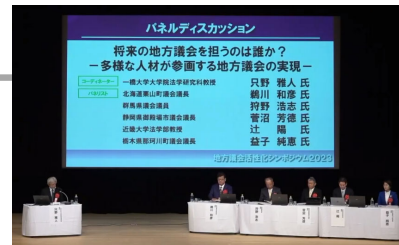
(Bitlyにより短縮したURL)



### 総務省「地方議会活性化シンポジウム2023」開催概要

- 主催：総務省 共催：三議長会
- 開催日：令和5年11月13日（月）
- テーマ：将来の地方議会を担うのは誰か？  
－多様な人材が参画する地方議会の実現－

時間	内容
14:00～14:05	主催者挨拶
14:05～15:05 (60分)	基調講演 谷口 尚子 慶應義塾大学大学院教授
15:20～17:00 (100分)	パネルディスカッション コーディネイター 只野 雅人 一橋大学大学院教授 パネリスト 狩野 浩志 群馬県議会議員 (群馬県議会基本条例推進委員会委員長) 菅沼 芳徳 静岡県御殿場市議会議員 鶴川 和彦 北海道栗山町議会議員 辻 陽 近畿大学法学部教授 ほか



▲パネルディスカッションの模様

【録画配信URL】

<https://www.youtube.com/@user-yi4qq8vj1u>





# 大阪府議会出前授業（事例集イメージ）

議会データ(令和5年7月)	近畿地方
議員定数:79名 現議員数:79名(男性66名、女性13名) 事務局職員数:60名 議会費:2,699,206<単位:千円>	



**ポイント**

- ◎ 府内の高校等を広報委員会正副委員長等4名が訪問
- ◎ 授業では議員が議会の役割等を説明した後、生徒との意見交換等を実施
- ◎ 授業内容は学校ごとの状況や希望等を考慮し判断

## 出前授業をはじめたきっかけ

- 平成28年6月からの選挙権年齢引き下げを踏まえ、大阪府内の高校生等に政治への関心や政治参加意識を高めてもらうため、平成28年5月から実施

## 開催に向けた準備

### 議会における実施に向けた検討

- 平成27年12月に議会運営委員会理事会で検討を開始し、平成28年3月に同理事会で実施を決定

### 学校の選定方法

- 毎年度、府教育庁を通じて取組の周知とともに申込を募り、原則申込順で学校を選定（対象学年は学校が決定）

### 参加議員数等

- 広報委員会正副委員長及び委員（複数会派で構成）計4名  
※学校所在地の選挙区選出議員以外から選定

### 学校との事前打合せ

- 職員が学校に出向き、出前授業の趣旨や希望テーマを聴取するとともに、事前学習の実施等を依頼

### 報道発表

- 原則、開催一週間前に開催概要等の報道資料を大阪府政記者会に提供（取材申込があれば対応）

## 開催内容（令和5年第3回の例）

<b>日時</b>	令和5年12月22日（金） 13:30～15:30
<b>場所</b>	大阪府立水都国際中学校・高等学校
<b>参加者</b>	中学1年～高校3年生52名、大阪府議会議員4名 ほか
<b>日程</b>	<p>13:30 校長開会あいさつ・議員紹介</p> <p>13:35 3名の議員による講義</p> <p style="margin-left: 20px;">①大阪府議会の役割と仕組み</p> <p style="margin-left: 20px;">②生徒のみなさんに関する条例の紹介 (インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例)</p> <p style="margin-left: 20px;">③政治に関心を持つことや政治参加の重要性</p> <p>13:50 生徒からの政策提案 (20名の生徒が4グループ(G)を編成し各G発表の後、議員がコメント)</p> <p>(休憩)</p> <p>14:45 意見交換(生徒から議員への質問・議員から生徒への質問)</p> <p>15:25 生徒代表あいさつ・広報委員長閉会あいさつ</p>

## 工夫点・留意点

### 学校の実情に応じた授業の実施

- 議会活動や政治への理解が深まるよう、学校ごとの状況に応じて授業内容や進め方を丁寧に調整

### 政治的中立性の確保

- 参加議員に対し、事前に所属政党・会派の主張を出さず、政治的中立性を確保しながら対応いただくよう依頼

### 開催後アンケートの実施

- 開催後に出前授業への理解等のアンケート調査を行い、次回以降の開催の参考としている

## 令和5年度予算

- 予算額：243千円（内訳）
- 資料作成費 55千円
  - 郵送費 16千円
  - 会場借上費 172千円

## 取組の効果

- 開催後アンケートでは出前授業への評価が非常に高く議会への関心が高まったとする回答が多い。

# 都道府県議会における主権者教育の主な取組

- 投票率の低さに見られるように若者の地方議会に対する関心の低さや議員のなり手不足が問題となっている。
- このような状況を踏まえ、**ほぼ全ての都道府県議会（約94%）において、若者の議会に対する関心を高め、主権者としての政治参加意識の醸成を図ること等を目的して、以下のような取組が行われている。**

## ① 出前講座

- 議員が学校等を訪問し、若者に議会の役割や仕組みを教えるとともに、意見交換等を行うもの

### ▼大阪府議会「出前授業」

議員が若者に関係する条例の紹介等を行うとともに、生徒との意見交換等を実施



### ▼沖縄県議会「高校出前講座」

議員が生徒から質問を受けるとともに、生徒が設定したテーマについて意見交換し、請願（陳情）書の作成を体験



## ② 模擬議会

- 若者に議場等で地域課題の解決に向けた提言をしてもらい、若者の意見を行政に反映する機会とするもの

### ▼神奈川県議会「ハイスクール議会」

参加高校生で各委員会を構成して議論を行い、知事に直接問題提起・政策提言



### ▼福井県議会「高校生議会」

高校生が執行部と質疑を行った上で提言書を作成し、執行部に提出。その後、議場で提言書を発表



## ③ 若者向けの議会広報

### ▼東京都議会

都議会HPに小中学生を対象にアニメやクイズを用いて議会の役割を教える「キッズページ」を創設



## ④ 大学との連携

### ▼宮崎県議会

学生を県議会事務局に派遣し、委員会の補助業務や議会広報に対する若者目線での改善提案等の体験を通じて県議会の役割を学んでもらうとともに、大学で県議会と共同した授業を実施



## ⑤ 議場見学

### ▼北海道議会

小中高生の修学旅行に係る議場見学において、議会の歴史・意義等を説明



(北嶺中・高等学校HPより)

# 政治分野における男女共同参画

---

# 政治分野における男女共同参画①

## 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年5月23日公布・施行）概要

### 一 目的（第1条）

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

### 二 基本原則（第2条）

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

基本原則にのっとり

### 三 責務等（第3条及び第4条）

#### 国及び地方公共団体の責務

政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

#### 政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

### 四 基本的施策

#### 基本的施策

1. 実態の調査及び情報の収集等（第5条）
2. 啓発活動（第6条）
3. 環境の整備（第7条）
4. 人材の育成等（第8条）

### 五 法制上の措置等（第9条）

実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

### 法律の制定理由

民主主義の確立のためには、男女がその違いから生まれる互いの長所をいかし、平等に、かつ補い合いながら機能する、社会の営みにおける男女の真のパートナーシップが前提となる。

「民主主義に関する普遍的宣言」（1997年（平成9年）IPU（列国議会同盟）、内閣府男女共同参画局にて仮訳）

日本の状況は、国民が男女半々であるにもかかわらず、議会の場に女性が少ない「過少代表」とも言える状況であり、諸外国との格差が大きい。

議会に女性が参画することでより暮らしやすい社会へ

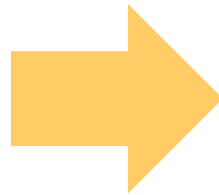
政治分野における男女共同参画の推進が重要

# 政治分野における男女共同参画②

## 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正について（令和3年6月16日公布・施行）概要

### 改正の背景

- 政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れている。
- \* 国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は9.9%で、世界193か国中166位〔列国議会同盟（令和3年1月1日時点）〕
- \* 本法施行後の選挙における女性候補者の割合は、参（2019）：28.1%、統一地方選（2019）：16.0%
- 男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要。



**①政党等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進する**

**②国・地方公共団体の施策を強化する**

等の必要がある。

### 改正の概要

附帯決議に書かれていた項目を中心に、改正内容を検討

#### 政党その他の政治団体の取組の促進（第4条）

- 取組項目の例示として、男女の候補者数の目標設定のほか、
- 候補者の選定方法の改善
  - 候補者となるにふさわしい人材の育成
  - セクハラ・マタハラ等への対策を明記

#### 国・地方公共団体の施策の強化

- ① 環境整備（新第8条）
  - 施策の例示として、家庭生活との両立支援のための体制整備（議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など）を明記
- ② セクハラ・マタハラ等への対応【新設】（新第9条）
  - 防止に資する研修の実施
  - 相談体制の整備などの施策を講ずるものとする
- ③ 実態調査（新第6条）
  - 調査対象として、社会的障壁の状況を明記
- ④ 人材の育成等（新第10条）
  - 施策の例示として、模擬議会・講演会の開催の推進を明記

#### 関係機関の明示（第2条第4項）

- 政党その他の政治団体の取組のほか、
- 衆議院・参議院・地方公共団体の議会
  - 内閣府・総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下で積極的に取り組むことを明記

#### 国・地方公共団体の責務等の強化（第3条等）

「努めるものとする」を「ものとする」に改める  
など

（内閣府作成資料を基に作成）



# 立候補環境の整備

---

# 第33次地方制度調査会答申「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」概要 (令和4年12月28日総理大臣に提出)

## 1. 議会についての現状認識と課題

【女性議員の割合】都道府県11.8%、市17.5%、町村11.7% 【60歳以上の議員の割合】都道府県43.0%、市56.5%、町村76.9%  
【無投票当選者割合】都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%  
※女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向

- 感染症のまん延等の緊急時における合意形成や、人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きい。このため、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要。
- しかしながら、議員の構成は、性別や年齢構成の面で多様性を欠いており、一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせている。このことは、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている。

## 2. 議会における取組の必要性

- 各議会等において、次のような取組を行っていくことが必要。

### ① 多様な人材の参画を前提とした議会運営

#### 勤労者等の議会参画

- ➔ 夜間・休日等の議会開催等

#### 女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画

- ➔ ハラスメント相談窓口の設置  
会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等

#### 小規模市町村における処遇改善

- ➔ 議員報酬の水準のあり方を議論

### ③ 議長会等との連携・国の支援

- ➔ ハラスメント対策に関する議長会の調査

### ② 住民に開かれた議会のための取組

#### デジタル技術を活用した情報発信の充実

- ➔ SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化にあわせた情報公開の充実等

#### 住民が議会に参画する機会の充実

- ➔ 住民と政策や議会運営を考える場  
(例：政策サポーター、議会モニター)

- ➔ デジタル化について技術的・財政的課題を抱える小規模市町村への国・議長会の支援

## 3. 議会の位置付け等の明確化

- 議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

#### 【具体的なイメージ】

- ・ 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けを追記
- ・ 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・ 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定（職務を行う上での心構えを示すもの）

## 4. 立候補環境の整備

- 各企業の自主的な取組として、立候補に伴う休暇制度を設けること、議員との副業・兼業を可能とすること等について要請を検討すべき。  
※就業規則における対応
- 一律の法制化は、事業主負担や他の選挙との均衡等の課題に留意して引き続き検討。

## 5. 議会のデジタル化

- 本会議へのオンライン出席について、国会における対応も参考に、丁寧な検討を進めるべき。
  - ・ どのような場合に可能とするか。
    - ① 事由を問わず幅広く可能
    - ② 原則は議場での出席だが、一定の場合に可能
    - ③ 引き続き議場での出席を前提にしつつ、議事定足数を緩和して、オンラインで「参加」
  - ・ 本人確認、議事の公開、第三者の関与がないことの担保等をどのように行うか。その際、委員会へのオンライン出席の課題を検証。  
※委員会へのオンライン出席の実施団体は35団体(R4.1.1現在)
- 議会への請願書の提出や議会から国会への意見書の提出等の手続について、一括して、オンライン化を可能とすべき。

# 総務省、三議長会による立候補環境の整備に係る経済団体への要請活動

## 日程

令和5年1月26日（木）  
（※全国商工会連合会への要請は3月1日(水)）

## 要請者

＜総務省＞  
○尾身朝子 総務副大臣  
＜三議長会＞  
○柴田正敏 本会会長  
○清水富雄 全国市議会議長会会長  
○南雲 正 全国町村議会議長会会長  
（※本会は全国商工会連合会への要請は事務総長が対応）

## 要請先

＜日本経済団体連合会＞  
○藤原清明 専務理事、岩崎一雄 常務理事  
＜全国中小企業団体中央会＞  
○佐藤哲也 専務理事、佐久間一浩 事務局次長、  
大谷武士 労働政策部長  
＜日本商工会議所＞  
○久貝卓 常務理事、荒井恒一 理事・事務局長、  
五十嵐克也 理事・企画調査部長、  
大下英和 産業政策第二部長  
＜全国商工会連合会＞  
○後藤準 常務理事

## 要請内容

### 総務省

#### 勤労者の地方議員への立候補のための環境整備に関する要請書

貴団体におかれましては、（略）各企業が次の事項に取り組んでいただけるよう、傘下団体・企業に対する周知について、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

- 1 地方議会議員選挙において、勤労者が容易に立候補をすることができるよう、各企業の状況に応じ、**就業規則について必要な見直しを行い、立候補に伴う休暇制度を設けることや、立候補した勤労者に対し解雇や減給等の不利益な取扱いをしないこと**としていただくこと。
- 2 企業に勤務しながら議員活動を行うことができるよう、各企業の状況に応じ、**就業規則における副業・兼業に係る規定の見直しや明確化を行う**ことにより、議員との副業・兼業を可能としていただくこと。

### 三議長会

#### 地方議会議員の立候補環境の整備について －多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けて－

- 女性や若者等多様な人材の地方議会への参画につなげるため、第33次地方制度調査会答申で明記された、次の事項について、格別の配慮をお願いしたい。

企業の就業規則において、

- 1 **立候補に伴う休暇制度を設けること。**
- 2 **議員との副業・兼業を可能とすること。**

## ◎ 要請を受けた経済団体の主な反応

・ **要請内容を傘下団体、企業に対する周知を行いたい。** 議会に参画しやすい環境を双方で整えていくことが重要

# 総務省自治行政局長通知（令和5年9月15日付け総行第397号） 「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた各議会における取組について」

- 本通知は、昨年12月に第33次地方制度調査会が取りまとめた「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」等を踏まえ、下記の事項にも留意の上、各議会において多様な人材が参画し住民に開かれた議会に向けた一層の取組について、地方自治法に基づく技術的な助言として要請するもの。

## ①女性や若者、育児・介護に携わる者等の議会参画

- 女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去する観点から、**会議規則において欠席事由として育児・介護等の取扱いを明確化すること、議会活動における旧姓使用を認めること、議員活動等を行う上でのハラスメント防止のための研修や相談体制の整備等を行うこと**などが考えられること。

## ②勤労者等の議会参画

- 勤労者等が議会に参画しやすい環境を整備する等の観点から、地域の实情に応じて会議運営上の工夫を行うに当たって、**夜間・休日等の議会開催や通年会期制の活用により柔軟に会議日程を設定する等の取組を参考とすることが考えられること。**

## ③議会HPにおける議員の個人情報の取扱い

- 議会のウェブサイトにおいて議員の住所を公表する場合があるが、個人情報への配慮が必要との指摘もあることから、**住所全体ではなく一部の公表とすることを選択できるようにすることや、公表する連絡先住所として自宅ではなく事務所や議会事務局等を選択できるようにすること**なども考えられること。

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）】

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2（略）

## ④デジタル技術を活用した住民への情報発信

- 議会における取組の事例については、総務省ウェブサイト※においても、例えば、議会活動に対する住民の関心を高める観点から、デジタル技術を活用した住民への情報発信の多様化・充実化の方策として、**SNSを活用した議会情報の発信や議会中継の配信等の取組**、また、住民が議会により積極的に参画する機会として、**議会と住民が共同して政策づくりを行う取組や議会運営等に関して住民から広く意見・提言を聴取する場を設ける取組**、**女性や少年を対象とした模擬議会等の取組**などを紹介しており、これらを参考とすることが考えられること※

※ [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/bunken/chihogikai.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chihogikai.html)

## ⑤総務省・三議長会から経済団体への立候補休暇に係る協力要請

- 勤労者の議会議員選挙への立候補環境の整備に関しては、総務省において、**全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会とともに、各企業の自主的な取組として就業規則において立候補休暇制度を設けること等について経済団体に対して要請を行っていること。**

## ⑥一部議会における障害を理由として傍聴を禁止する規定の見直し

- 財産区や一部事務組合等の議会を含む一部の議会の傍聴規則等において、「**精神に異常があると認められる者**」等の傍聴を認めない旨を規定している例があるとの指摘があるが、障害者に対し正当な理由なく、障害を理由として傍聴を禁止する旨を規定することは、**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第1項※に違反すると考えられることから、規定の見直しを行うことが適当であること。**

# 女性・若者等に対する障壁の除去

---

## 女性・若者等に対する障壁の除去(会議規則における育児・介護等の取扱の明確化)

- 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会において、令和3年1月以降(※)、標準会議規則の一部を改正し、欠席事由として育児、介護等を明文化するとともに、出産について産前、産後期間にも配慮した規定の整備を実施。

※ 全国都道府県議会議長会は令和3年1月27日付で、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会は令和3年2月12日付でそれぞれ改正施行。

### ○標準都道府県議会会議規則

第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

### ○標準市議会会議規則

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

### ○標準町村議会会議規則

第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

# 女性・若者等に対する障壁の除去（議会活動における旧姓使用）

2. 議会における取組の必要性  
(1) 多様な人材の参画を前提とした議会運営

## 女性・若者等に対する障壁の除去（議会活動における旧姓使用）

- 国会議員については、参議院においては、平成9年6月9日の議院運営委員会理事会（第140回国会）において使用を認める旨の決定があり、これを先例として同年9月の第141回国会から通称（旧姓）使用が認められている。衆議院においては、それ以前から認められているが、特段明文の規定はない。
- 地方議員の通称使用については、要綱等で認めている事例があるが取扱いは各議会によって異なっており、各議会において適切な措置を執ることについて、令和2年3月に3議長会から通知を发出。

### <地方議会の例>

#### 新潟県議会議員旧姓使用取扱要綱

平成11年5月26日議会運営委員会制定

（趣旨）

第1条 この要綱は新潟県議会議員（以下「議員」という。）が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（旧姓）

第2条 この要綱における旧姓とは、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏をいう。

（承認）

第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。

（承認の申請）

第4条 議員は、前条の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

（承認の通知）

第5条 議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（様式第2号）により、当該議員に通知するものとする。

（中止届）

第6条 議長の承認を受けて旧姓を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第3号）を議長に提出しなければならない。

（報告）

第7条 議長は、旧姓の使用を承認したとき又は旧姓使用中止届を受領したときは、議会運営委員会に報告するものとする。

（責務）

第8条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たっては、議会活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

（疑義の決定）

第9条 この要綱の疑義は、議長が決するものとする。

附則

（適用期日）

この要綱は、平成11年5月14日から適用する。

### <全国市議会議長会通知>

全議M1第7号  
令和2年3月13日

市議会議長 各位

全国市議会議長会  
会長 野尻 哲雄

議員の通称使用について

早春の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の運営につきまして特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、標記の件につきましては、これまでも本会に、議員任期中に婚姻等により姓を改めたことに伴う旧姓使用に関する照会がなされていますが、地方議会への女性の参画が進む中、婚姻等により旧姓で議員活動を行うことを希望する事例が増えるものと予想されます。

また、先の統一地方選挙後には通称で当選した議員の当選後の通称使用に関する照会がなされています。今後、日頃通称で活躍して当選した議員が、その通称のまま議員活動を行うことを希望する場合も想定されることです。

議員の通称（公職選挙法制度の通称をいう。以下同じ。）使用については、衆参両院において、既に一定の手続のもと認められております（資料1及び3参照）。

地方議会に関しては、本年2月28日の衆議院総務委員会において高市総務大臣が、「総務省としても、地方議会における旧姓使用について三議長会と連携して取り組んで参ります。」と答弁しているほか、同月21日に開催された総務省の地方議会・議員のあり方に関する研究会（第5回）でも、地方議会において通称が使用できるよう問題提起がされております（資料2及び4参照）。

については、議員の通称使用に関する国会における先例や総務大臣答弁など関連の資料を添付いたしますので、各市議会におかれましては、その趣旨をご理解いただき、議員の通称使用について必要な措置など、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会においても同趣旨の対応がされていることを申し添えます。

※都道府県議会議長会、町村議会議長会においても同趣旨の通知を发出。